

公立病院改革プランの概要

団 体 名		三豊市					
プ ラ ン の 名 称		三豊市立西香川病院改革プラン					
策 定 日		平成 21年 3月 31日					
対 象 期 間		平成 21年度 ～ 平成 25年度					
病院 の 現 状	病 院 名	三豊市立西香川病院					
	所 在 地	香川県三豊市高瀬町比地中2986-3					
	病 床 数	療養病床 100床、精神病床 50床 合計150床					
	診 療 科 目	入院) 精神、療養 外来) 内科、精神科、リハビリテーション科、デイケア、訪問看護					
公立病院として今後果たすべき役割(概要) (注)詳細は別紙添付		公立病院の役割は、地域に必要な医療のうち、採算性などの面から民間医療機関による提供が困難な医療を提供することとされている。そのため、へき地医療や救急医療など地域医療を支える医療サービスのほか、「予防と診療の一体的提供」を行う施設として、また20年度から実施することとなった特定健診・特定保健指導については、国保事業の一翼を担うため、積極的に受託・実施していく。					
一般会計における経費負担の考え方(繰出基準の概要) (注)詳細は別紙添付		<ul style="list-style-type: none"> ・病院の建設改良に要する経費 → 企業債利息及び元金償還金の40%(平成13年度以前分)ないし30%(平成14年度分)ないし22.5%(平成15年度以降)の繰入 ・精神病院の運営に要する経費(特別交付税算定相当額) ・病院事業の経費(普通交付税算定相当額) 					
経営 効 率 化 に 係 る 計 画	財務に係る数値目標(主なもの)	19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考
	経常収支比率(%)	101.4%	101.1%	101.2%	101.8%	101.9%	
	職員給与費比率(%)	63.5%	62.8%	66.0%	68.0%	70.1%	
	病床利用率(%)	95.7%	98.5%	98.5%	98.5%	98.5%	
	医業収支比率(%)	97.4%	96.9%	95.9%	96.7%	96.8%	
	患者1人1日あたり診療収入(入院)	20,749	20,334	19,927	19,529	19,138	単位:円
	患者1人1日あたり診療収入(外来)	8,698	8,524	8,354	8,186	8,023	単位:円
上記目標数値設定の考え方		すでに経常黒字化には達しており、計画期間中はこの水準を維持する。					

				団体名 (病院名)	香川県三豊市 (三豊市立西香川病院)			
公立病院としての医療機能に係る 数値目標(主なもの)		19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考	
1日平均患者数(入院)		143.5	147	147	147	147		
1日平均患者数(外来)		123.1	123.1	123.1	123.1	123.1		
経営効率化に係る計画	数値目標達成に向けての 具体的な取組及び実施時期	<ul style="list-style-type: none"> ・民間的経営手法の導入 <ul style="list-style-type: none"> ・平成18年度から指定管理者制度(代行制)を導入済 (三豊・観音寺市医師会を指定管理者に指定) ・指定管理者制度を継続する方向で検討 ・事業規模・形態の見直し <ul style="list-style-type: none"> ・介護療養型病床40床の転換 ・経費削減・抑制対策 <ul style="list-style-type: none"> ・45歳以上自動昇給の停止 ・収入増加・確保対策 <ul style="list-style-type: none"> ・委託契約の見直し(代行制から利用料金制へ移行) ・三豊市が実施する人間ドックの受診医療機関として拡充を図る。 ・その他 <ul style="list-style-type: none"> ・回復期リハビリテーション病棟入院基本料の上位基準取得、継続 差額ベッド代徴収 						
	各年度の収支計画	別紙のとおり						
	その 他の 特 記 事 項	病床利用率の状況	17年度	99.80%	18年度	98.40%	19年度	95.60%
		病床利用率の状況を踏 まえた病床数等の抜本 見直し、施設の増改築計 画の状況等	<p>当病院では認知症患者に対して、より良質なケアを提供するために、ユニットケアの考え 方を取り入れている。しかし、現在の認知症病棟の狭い廊下と居住空間、少ないトイレ、浴 室の配置など認知症患者をとりまく環境は、他病院と比較しても著しく劣悪である。</p> <p>病棟外の部屋の活用や、病棟内をユニットに分割するなどの工夫により療養環境改善を 図ってきたが、このような施設環境においては限界があり、悪臭もあり、とても良質なケアを 提供できる環境ではない。</p> <p>そのため認知症患者が長期に病棟で「人間的に暮らす」という視点から、平成20年4月か ら増築工事を進め、11月末に完成した。</p>					

団体名 (病院名)	香川県三豊市 (三豊市立西香川病院)
--------------	-----------------------

再編・ネットワーク化に係る計画	二次医療圏内の公立病院等配置の現況	当院が所在する三豊保健医療圏には、公立病院が3病院、公立診療所が3診療所ある。内訳は、三豊総合病院519床(観音寺市)、三豊市立永康病院199床(三豊市)、三豊市立西香川病院150床(三豊市)、財田診療所(医師1名)(三豊市)、志々島診療所(無医)(三豊市)、伊吹診療所(無医)(観音寺市)。		
	都道府県医療計画等における今後の方向性	医療機能の整備・充実 地理的に見ると、もともと医療機能が充実している高松保健医療圏から遠いことから、県全域で整備すべき特殊・高度な医療機能についても圏域内で可能な限り完結できるよう整備の促進に努めます。 小児救急の充実 公的病院等での小児科医の確保や一般内科医が小児救急に対応できるよう、かがわ遠隔医療ネットワーク等を活用した小児科専門医との連携などの促進に努め、共同利用型病院制の一層の充実を図ります。		
	再編・ネットワーク化計画の概要及び当該病院における対応計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、①検討・協議の方向性、②検討・協議体制、③検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<時期> 平成26年3月まで	<内容> ①検討・協議の方向性 地域の医療資源の動向や「県保健医療計画」「県医療費適正化計画」の推進状況等に基づき見直しを図る。 ②検討・協議体制 二次医療圏内の公立病院、診療所を中心に、行政機関等を含めて協議する。 ③スケジュール 平成26年3月までに結論を取りまとめる。	
経営形態見直しに係る計画	経営形態の現況 (該当箇所)に <input checked="" type="checkbox"/> を記入)	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法財務適用	<input type="checkbox"/> 公営企業法全部適用	<input type="checkbox"/> 地方独立行政法人
	経営形態の見直し(検討)の方向性 (該当箇所)に <input checked="" type="checkbox"/> を記入、検討中の場合は複数可)	<input type="checkbox"/> 公営企業法全部適用	<input type="checkbox"/> 地方独立行政法人	<input type="checkbox"/> 指定管理者制度
	経営形態見直し計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、①検討・協議の方向性、②検討・協議体制、③検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<input type="checkbox"/> 民間譲渡	<input type="checkbox"/> 診療所化	<input type="checkbox"/> 老健施設など、医療機関以外の事業形態への移行
点検・評価・公表等	点検・評価・公表等の体制 (委員会等を設置する場合その概要)	現在ある指定管理者評価委員会(医師会役員3名、病院3名、市議会3名、市行政3名計12名)を継続させ、21年度から指定管理者の内容についても、代行制から利用料金制に移行する。会計処理や病院の今後の方向性については、改めて検討の機会を設ける。また、運営等についてのチェック体制については、市監査委員が定期監査を実施する。		
	点検・評価の時期(毎年〇月頃等)	評価委員会を毎年7月頃と翌年1月に実施する。		
その他特記事項				

(別紙)

団体名 (病院名)	香川県三豊市 (三豊市立西香川病院)
--------------	-----------------------

1. 収支計画 (収益的収支)

(単位: 百万円、%)

区分		年度						
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度	
収	1. 医業収益 a	1,439	1,516	1,535	1,521	1,467	1,415	
	(1) 料金収入	1,373	1,444	1,484	1,451	1,397	1,345	
	(2) その他	66	72	51	70	70	70	
	うち他会計負担金							
	2. 医業外収益	104	106	105	101	98	96	
	(1) 他会計負担金・補助金	101	102	102	98	95	93	
	(2) 国(県)補助金	0	0	0	0	0	0	
	(3) その他	3	4	3	3	3	3	
	経常収益(A)	1,543	1,622	1,640	1,622	1,565	1,511	
入	1. 医業費用 b	1,478	1,564	1,600	1,573	1,515	1,464	
	(1) 職員給与費 c	0	0	0	0	0	0	
	(2) 材料費	0	0	0	0	0	0	
	(3) 経費	1,424	1,514	1,550	1,530	1,474	1,424	
	(4) 減価償却費	54	50	50	43	41	40	
	(5) その他	0	0	0	0	0	0	
	2. 医業外費用	44	41	20	20	21	20	
	(1) 支払利息	16	15	18	17	18	17	
	(2) その他	28	26	2	3	3	3	
	経常費用(B)	1,522	1,605	1,620	1,593	1,536	1,484	
	経常損益(A)-(B)(C)	21	17	20	29	29	27	
	特別損益	1. 特別利益(D)	0	0	0	0	0	0
		2. 特別損失(E)	0	0	0	0	0	0
特別損益(D)-(E)(F)		0	0	0	0	0	0	
純損益(C)+(F)	21	17	20	29	29	27		
累積欠損金(G)	0	0	0	0	0	0		
不良債務	流動資産(ア)	324	374	303	300	300	300	
	流動負債(イ)	100	100	80	80	80	80	
	うち一時借入金	0	0	0	0	0	0	
	翌年度繰越財源(ウ)	0	0	0	0	0	0	
	当年度同意等債で未借入又は未発行の額(エ)	0	0	0	0	0	0	
	不良債務(オ)							
差引 [(イ)-(エ)] - [(ア)-(ウ)]	△ 224	△ 274	△ 223	△ 220	△ 220	△ 220		
単年度資金不足額(※)	▲ 79	▲ 50	51	3	0	0		
経常収支比率 $\frac{(A)}{(B)} \times 100$	101	101	101	102	102	102		
不良債務比率 $\frac{(オ)}{a} \times 100$	△ 16	△ 18	△ 15	△ 14	△ 15	△ 16		
医業収支比率 $\frac{a}{b} \times 100$	97	97	96	97	97	97		
職員給与費対医業収益比率 $\frac{(c)}{(a)} \times 100$	0	0	0	0	0	0		
地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額(H)	0	0	0	0	0	0		
地方財政法上の資金不足の割合 $\frac{(H)}{a} \times 100$	0	0	0	0	0	0		
地方公共団体の財政の健全化に関する法律上の資金不足比率	0	0	0	0	0	0		
病床利用率	98.4	97.9	97.9	98.0	98.1	98.2		

(※)N年度における単年度資金不足額については、次の算式により算出すること。

○「N年度 単年度資金不足額」=「N年度の不良債務額」-「N-1年度の不良債務額」

・不良債務額が負の数となる場合(不良債務が発生しない場合)においても負の数で上記単年度資金不足額を算出すること
例)「22年度単年度資金不足額▲30百万円」=「22年度不良債務額▲20百万円」-「21年度不良債務額10百万円」

団体名 (病院名)	香川県三豊市 (三豊市立西香川病院)
--------------	-----------------------

2. 収支計画(資本的収支)

(単位:百万円、%)

年度		年度					
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収 入	1. 企 業 債	10	13	121	5	5	5
	2. 他 会 計 出 資 金	0	0	0	0	0	0
	3. 他 会 計 負 担 金	14	11	12	13	13	13
	4. 他 会 計 借 入 金	0	0	0	0	0	0
	5. 他 会 計 補 助 金	0	0	0	0	0	0
	6. 国 (県) 補 助 金	0	0	0	0	0	0
	7. そ の 他	0	5	98	0	0	0
	収 入 計 (a)	24	29	231	18	18	18
	うち翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額 (b)	0	0	0	0	0	0
	前年度許可債で当年度借入分 (c)	0	0	0	0	0	0
純計(a)-(b)+(c) (A)	24	29	231	18	18	18	
支 出	1. 建 設 改 良 費	10	18	219	5	5	5
	2. 企 業 債 償 還 金	36	29	34	41	42	40
	3. 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金	0	0	0	0	0	0
	4. そ の 他	0	0	0	0	0	0
	支 出 計 (B)	46	47	253	46	47	45
差 引 不 足 額 (B)-(A) (C)	22	18	22	28	29	27	
補 て ん 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	22	18	22	28	29	27
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額	0	0	0	0	0	0
	3. 繰 越 工 事 資 金	0	0	0	0	0	0
	4. そ の 他	0	0	0	0	0	0
	計 (D)	22	18	22	28	29	27
補てん財源不足額 (C)-(D) (E)	0	0	0	0	0	0	
当年度同意等債で未借入 又は未発行の額 (F)	0	0	0	0	0	0	
実 質 財 源 不 足 額 (E)-(F)	0	0	0	0	0	0	

- 複数の病院を有する事業にあつては、合計表のほか、別途、病院ごとの計画を作成すること。
- 金額の単位は適宜変更することも可能。(例)千円単位。

3. 一般会計等からの繰入金の見通し

(単位:千円)

	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収 益 的 収 支	(-) 101,100	(-) 101,800	(-) 102,000	(-) 98,000	(-) 95,000	(-) 93,000
資 本 的 収 支	(-) 13,900	(-) 10,600	(-) 11,700	(-) 13,000	(-) 13,000	(-) 13,000
合 計	(-) 115,000	(-) 112,400	(-) 113,700	(-) 111,000	(-) 108,000	(-) 106,000

(注)

- ()内はうち基準外繰入金額を記入すること。
- 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰出金について」(総務省自治財政局長通知)に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金をいうものであること。